

【参照条文】

○ 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律
(平成十六年法律第百四十九号)(抄)

(電磁的記録による保存)

第三条 民間事業者等は、保存のうち当該保存に関する他の法令の規定により書面により行わなければならないとされているもの(主務省令で定めるものに限る。)については、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行うことができる。

(電磁的記録による作成)

第四条 民間事業者等は、作成のうち当該作成に関する他の法令の規定により書面により行わなければならないとされているもの(当該作成に係る書面又はその原本、謄本、抄本若しくは写しが法令の規定により保存をしなければならないとされているものであって、主務省令で定めるものに限る。)については、当該他の法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行うことができる。

○ 防衛大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令(平成十九年内閣府令第七号)(抄)

(書類及び帳簿の備付け)

第二十七条 受託者は、信託事務を行う事務所に、次に掲げる書類及び帳簿を備えなければならない。

- 一 信託行為及びこれに附属する書類
- 二 委託者又はその相続人、受託者及び信託管理人の履歴書(これらの者が法人である場合にあっては、定款又は寄附行為)並びに運営委員会等の構成員の名簿及び履歴書
- 三 許可、届出等に関する書類
- 四 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- 五 資産及び負債の状況を示す書類
- 六 運営委員会等の議事に関する書類